ガイドライン一部改正(案)の該当箇所		意見・質問	
基本的考え方			
- 1 マネー・ローンダ	・このほか、大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の	・テロ資金供与対策の一環として、大量破壊兵器の拡	
リング及びテロ資金供与	<u>防止のための対応も含め、外為法や国際連合安全保</u>	散に対する資金供与の防止のための態勢の構築が必	
対策に係る基本的考え方	<u>障理事会決議千二百六十七号等を踏まえ我が国が実</u>	要とされたことに関して、各金融機関において新た	
	<u>施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別</u>	に必要となる対応があれば、具体的にお示しいただ	
	措置法(国際テロリスト財産凍結法)をはじめとす	きたい。また、各金融機関における取組みの参考と	
	<u>る国内外の法規制等も踏まえた態勢の構築が必要で</u>	なる資料・情報等があれば可能な限り提供していた	
	<u>ある。</u> 【下線部を追記】	だきたい。	
リスクベース・アプローチ			
- 2 リスクの特定・評	・なお、検証に際しては、国によるリスク評価の結果	・地方銀行にとって、「各業態が共通で参照すべき分	
価・低減	を踏まえる必要があるほか、外国当局や業界団体等	析」とは、銀行(あるいは預金取扱金融機関)全体	
(1)リスクの特定	が行う分析等についても適切に勘案 <u>することで、各</u>	を対象とした分析を、また、「各業態それぞれの特	
	業態が共通で参照すべき分析と、各業態それぞれの	徴に応じた業態別の分析」とは、地銀業態を対象と	
	特徴に応じた業態別の分析の双方を十分に踏まえる	した分析をそれぞれ意味するものと理解してよい	
	ことが重要である。【下線部を改正】	か。	
		・「各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析」に	
		ついて、地銀業態を対象とした分析にとどまらず、	
		営業地域や規模等の更に詳細な単位での分析まで踏	
		まえる必要があるか。また、信用金庫や信用組合、	
		保険会社や金融商品取引業者等の他業態の分析も踏	
		まえる必要があるのか。	

	ガイドライン一部改正(案)の該当箇所	意見・質問
(3)リスクの低減	【対応が求められる事項】	・顧客管理において「全ての顧客についてリスク評価
()顧客管理(カスタマ	商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属	を行う」必要があることは理解するが、各地方銀行
ー・デュー・ディリジ	性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リス	の顧客層の広がりやリスク評価の手法・深度等によ
ェンス:CDD)	<u>クの評価の結果を総合し、利用する商品・サービ</u>	っては、相応の時間を要する取組みとなることを理
	<u>スや顧客属性等が共通する顧客類型ごとにリスク</u>	解いただきたい。
	評価を行うこと等により、全ての顧客についてリ	・また、リスク評価を行う際の「顧客類型」につい
	スク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧	て、参考となる基準や事例等があれば、具体的にお
	<u>客のリスク評価に応じて判断すること</u> 【下線部を	示しいただきたい。
	追記】	
()データ管理(デー	【対応が求められる事項】	・「網羅性・正確性の観点で適切なデータが活用され
タ・ガバナンス)	ITシステムに用いられる顧客情報、確認記	ているかを定期的に検証すること」とあるが、各金
	録・取引記録等のデータについては、網羅性・正	融機関が必要と判断した顧客情報等のデータが漏れ
	確性の観点で適切なデータが活用されているかを	なく登録されていることや、登録されたデータがヒ
	<u>定期的に検証すること</u> 【下線部を追記】	アリング内容や取得したエビデンスと一致している
		ことを確認することが求められているとの理解でよ
		いか。
		・その他、参考となる検証の手法や事例等があれば、
		具体的にお示しいただきたい。

以 上